

卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要

(卒業の認定)

第19条 本校に3年以上在学し、第9条に規定する科目を履修し、次の表のとおり必要な単位を修得した
者で、卒業判定会議の議を経て、校長が卒業を認定する。

基礎分野	専門基礎分野	専門分野	合計
14	22	73	109

- 2 校長は卒業を認定した者に卒業証書を授与する。
- 3 前項により卒業を認定した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。